

平成 20 年 4 月 30 日

各 位

東京都港区南青山五丁目 4 番 35 号
株式会社リンク・セオリー・ホールディングス
代表取締役社長 佐々木 力
(コード番号：3373 東証マザーズ)
問合せ先 取締役グループ CFO 大西 秀亜
TEL 03-3407-7502(代表)

ストックオプション（新株予約権）の割当に関するお知らせ

平成 20 年 4 月 30 日開催の当社取締役会において、当社第 9 期定時株主総会で承認されました会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づきストックオプションとして発行する新株予約権について、具体的な発行内容を下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1 スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

当社グループの業績向上に向けた士気の高揚を図ることを目的として、当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、新株予約権を無償で発行するものであります。

2 新株予約権の発行要領

- (1) 新株予約権の割当てを受ける者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数
当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員 82 名 725 個

- (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 725 株とする（新株予約権 1 個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は 1 株とする。）。

なお、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、調整時点で発行又は行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

また、当社が株式無償割当てを行う場合は、当社は、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、新株予約権の目的である株式の数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

- (3) 発行する新株予約権の総数
725 個

(4) 新株予約権と引換えに払込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、以下に記載される新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得られる価額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）とする。ただし、当該金額が新株予約権の割当日の終値（当該日に取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、新株予約権の割当て後、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合は、株式の分割については株式の分割に係る基準日の翌日以降、株式の併合については株式の併合の効力発生の時をもって、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当て後、当社が株式無償割当てを行う場合は、当社は、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、行使価額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

(6) 新株予約権の割当日

平成20年5月14日

(7) 新株予約権証券の発行

新株予約権にかかる新株予約権証券は発行しない。

(8) 新株予約権を行使することができる期間

2011年5月14日から2014年5月13日まで（以下「行使期間」という。）

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役もしくは従業員
の地位にあることを要す。ただし、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との
間で締結する新株予約権付与契約に定める場合を除く。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者が死亡した日から1年間に限り、相続
人又は当社取締役会が相当と認める者が新株予約権を行使できる。ただし、新株予約
権が、新株予約権者の死亡時に行使可能である場合に限られる。
- ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結
する新株予約権付与契約に定める。

(11) 新株予約権の取得に関する事項

当社は以下の事由が生じたことを条件として、当該新株予約権を無償にて取得するこ
とができるものとする。

- ① 上記(10)に記載の新株予約権の行使の条件に該当しなくなったことやその他の
要因等により、新株予約権の全部又は一部につき行使できないものが生じた場合。
- ② 新株予約権者が新株予約権の全部又は一部について放棄又は返還等の意思を示し
た場合。

(12) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するもの
とする。

(13) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交
換及び株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）をする場合には、組織再編行為の
効力発生の時点において行使されておらず、かつ、当社により取得されていない新株予約
権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236
条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」と総称する。）
の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。ただし、以下の条件に合致する
再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、
新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案
して合理的に決定される数とする。
- ② 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- ④ 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
上記(5)に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決
定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の
数を乗じて得られる価額とする。

LTH

- ⑤ 交付する新株予約権の行使期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、行使期間の末日までとする。
 - ⑥ 交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（9）に定めるところと同様とする。
 - ⑦ 交付する新株予約権の行使の条件
上記（10）に定めるところと同様とする。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ⑨ 交付する新株予約権の取得
上記（11）に定めるところと同様とする。
- (14) 新株予約権を行使した際に生じる一株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

【ご参考】

- (1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成19年10月25日
- (2) 定時株主総会の決議日 平成19年11月28日

以 上